

令和6年度宮城県地域医療構想推進支援事業
相談窓口業務実施要領

1 目的

将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携を図るために県が策定した「宮城県地域医療構想」の趣旨を踏まえ、地域で不足する回復期病床への機能転換等、病床機能再編を検討するに当たっての疑問点や分析方法等の相談に対応するため、医療機関等を対象とした相談窓口を設置します。

2 対象

病院、診療所及び医師会等、地域医療構想に関わる関係者及び関係団体

3 相談内容の範囲

病床の機能転換やダウンサイジングにおけるポイント、活用可能な補助制度及び具体的なプラン提示等を行うコンサルティング支援に関する事など、地域医療構想の推進に関するもの

4 相談方法

(1) 電子メール相談

本要領3に掲げる事項について、一定の期間、電子メールによる相談をお受けします。

ア 実施期間

令和6年6月27日から令和7年3月21日まで

イ 相談方法

相談は電子メールの送信により行い、相談内容は電子メール本文に記載するか、相談内容を入力したデータを電子メールに添付する方法によることとします。

なお、電子メールには、御連絡先（医療機関名、担当者名及び電話番号）を記載願います。

ウ 電子メール送信先

宮城県保健福祉部医療政策課企画推進班宛て

送信先電子メールアドレス：iryoseisk@pref.miyagi.lg.jp

エ 相談に対する回答

相談内容に応じて宮城県又は宮城県が業務を委託している医療コンサルタントの株式会社日本経営から電子メールにより回答します。

(2) 対面・オンライン相談

本要領3に掲げる事項について、期間を限定して、対面又はオンラインによる相談をお受けします。「電子メールでは相談しづらい」、「専門家に直接資料を見てもらいながら相談したい」といったケースにも活用いただけます。また、複数の関係者・関係団体による合同での相談も可能です。

ア 実施日及び申込期間

実施日は次の2日間とし、対面又はオンラインのうち、御希望の相談形式を伺った上で実施します。

(ア) 第1回実施日

実施日：令和6年7月30日（火）

申込期間：令和6年6月27日（木）から令和6年7月23日（火）午後5時まで

(イ) 第2回実施日

実施日：令和6年8月27日（火）

申込期間：令和6年6月27日（木）から令和6年8月20日（火）午後5時まで

イ 対面相談の実施場所

宮城県仙台市青葉区中央3丁目3-20 七十七銀行本店ビル 10階フロア

ウ オンライン相談の場合のURL

申込者の電子メールアドレスに、オンライン会議のURLを送付します。オンライン会議環境はZOOMを想定しています。

なお、オンライン相談は対面相談と同じくア（ア）又は（イ）の実施日に実施します。

エ 相談時間

相談時間は申込1件につき、原則として1時間とします。

オ 申込方法・申込先

別紙の申込書を電子メール又は郵送により以下の申込先へ送付ください。

申込先：宮城県保健福祉部医療政策課企画推進班

電子メールアドレス：iryoseisk@pref.miyagi.lg.jp

住所：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

カ 留意事項

(ア) 対面・オンライン相談は宮城県、医療コンサルタントの株式会社日本経営及び株式会社七十七銀行の三者で対応します。

(イ) 申込後、3営業日以内に相談日時を宮城県医療政策課企画推進班のアドレス(iryoseisk@pref.miyagi.lg.jp)により電子メールでお知らせします。

なお、決定は先着順とするため、御希望の日時に添えない場合があるほか、定員を超えた場合は相談をお受けできない場合があります。

5 注意事項

電子メール相談及び対面・オンライン相談ともに、地域医療構想に関わらない病院の経営相談等には本事業では回答できませんので御注意ください。

6 本事業に関する問い合わせ先

宮城県保健福祉部医療政策課企画推進班

電話番号：022-211-2618

FAX 番号：022-211-2694

電子メールアドレス：iryoseisk@pref.miyagi.lg.jp